

## 社会保険関係における東日本大震災への対応について（その2）

標記については、事業主や被保険者のみなさまに関連の深い事項を平成23年4月22日現在でまとめ、「社会保険関係における東日本大震災への対応について」として小社ホームページに掲載しているところです。

その後、国会で特例法が成立したことなどをうけ、平成23年5月18日現在の情報を以下に整理しましたので、ご活用いただければ幸いです（【今回新規】と下線表記が前回から更新した箇所です）。

なお、項目により対象となる地域の範囲が異なるほか、情報はたびたび更新される場合がありますので、年金事務所（日本年金機構）や協会けんぽ都道府県支部（全国健康保険協会）にお問い合わせいただくか、関係機関のホームページ等で最新の状況をご確認ください。 株式会社 社会保険研究所

厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a> （東日本大震災関連情報）
日本年金機構	<a href="http://www.nenkin.go.jp/">http://www.nenkin.go.jp/</a> （東日本大震災関連情報） 「被災者専用フリーダイヤル」0120-707-118（通話無料）平成23年9月30日までの月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時
全国健康保険協会（協会けんぽ）	<a href="http://www.kyoukaikenpo.or.jp/">http://www.kyoukaikenpo.or.jp/</a> （東日本大震災関連情報）

### 1 標準報酬月額関係 【今回新規】

#### 標準報酬月額の改定の特例（機動的改定）

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険および厚生年金保険の標準報酬月額について、報酬（月給）に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました（機動的改定）。

平成23年3月11日に特定被災区域（下表参照）に所在していた会社の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、その会社に使用される被保険者の本年3月から平成24年2月までのいずれかの月にうけた報酬（月給）の額が、その方のその月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下した（2等級以上の差が生じた）ときには、その著しく低下した月から、低下した報酬の額に基づいて標準報酬月額を改定することができることとなりました。

また、上記の改定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月にうけた報酬の額が、標準報酬月額の基礎となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月にうけた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から標準報酬月額を改定することができることとなっています。

※報酬の額を計算する際には休業手当の額も含まれます。

※いわゆる随時改定の場合と異なり、支払基礎日数が17日未満であっても機動的改定の対象となります。

※平成23年3月または4月にこの取扱いに該当する場合も、手続きを行うことにより適用されます。

※傷病手当金・出産手当金については、改定前の高い標準報酬月額に基づいた給付が行われます。

※特例の内容や手続きの詳細については年金事務所にお問い合わせください。

■特定被災区域 (1)災害救助法が適用された市町村+(2)政令で定めたこれに準ずる市町村

岩手県	(1)全34市町村	青森県	(1)八戸市など2市町(2)三沢市など2市町	千葉県	(1)千葉市など8市町(2)銚子市など15市町
宮城県	(1)全35市町村	茨城県	(1)水戸市など37市町村(2)古河市など2市	新潟県	(1)十日町市など2市1町
福島県	(1)全59市町村	栃木県	(1)宇都宮市など15市町(2)足利市	長野県	(1)下水内郡栄村

詳細は日本年金機構のホームページを参照してください

### 2 保険料関係

#### 社会保険料の納期限の延長・納付の猶予および免除

社会保険料（厚生年金保険料、協会けんぽの健康保険料、児童手当法に基づく事業主拠出金、船員保険料）については、指定された地域の事業所にかかるものにつき納付期限の延長が行われているほか、申請による納付の猶予が行われています。また、報酬（月給）の支払いに著しい支障が生じている場合には、申請により保険料の納付の免除を受けることができます。

##### 1. 納期限の延長の概要

①対象となる事業所等 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地を有する事業所等

②対象となる保険料等 平成 23 年 3 月 11 日以降に納期限が到来する保険料等

③延長後の納期限 災害のやんだ日から 2 月以内の日（復旧状況等を踏まえ後日決定）

なお、①の地域の事業所等については、社会保険料の口座振替が延長期間中は一律に停止されています。

## 2. 納付猶予の概要

①の地域にない事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失をうけたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する保険料等について、事業主の申請に基づき、保険料等の納付を 1 年以内に限り猶予することができます。①の地域にある事業主の方でも、延長後の納期限までに保険料等を納付することが困難で、相当な損失をうけている場合には、申請に基づき納付の猶予をうけられます。

（参考）社会保険料と同様、労働保険料（特別保険料、一般拠出金を含む）や障害者雇用納付金についても、納期限の延長が前記①～③のとおり行われています（①の地域にある労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も同様です）。また、猶予の取扱いも原則として同様です。

## 3. 保険料の免除の概要 【今回新規】

①平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域（前ページの表参照）に所在していた会社の事業が東日本大震災による被害をうけたことにより、適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の免除をうけることができます。免除する期間については、最長 1 年間（平成 24 年 2 月末日納付分の保険料まで）とされています。なお、児童手当法に基づく拠出金については、平成 23 年 10 月末日納付分までが免除されます。

※「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について報酬が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する報酬しか支払われていないという事態が生じている場合がこれに該当します。

※報酬（月給）にかかる保険料が免除されている場合は、賞与についても、概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか又は賞与の額が厚生年金保険の場合は 10 万 1 千円未満、健康保険の場合は 6 万 3 千円未満のときは、賞与にかかる保険料が免除の対象となります。

※休業手当については、標準報酬月額を算定する際は、その額を含めることとされていますが、保険料の免除の要件である「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」を判断する際には、報酬額から休業手当の額を控除した額を基準とします。

②上記①により保険料の免除をうけた適用事業所の事業主は、平成 24 年 2 月までの間において、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、その旨を届け出なければなりません。

※①②の特例の内容と手続きの詳細は年金事務所にお問い合わせください。

（参考）労働保険料（特別保険料、一般拠出金を含む）についても、同趣旨の免除の特例が規定されています。申請は年度更新の手続き（6 月 1 日～7 月 11 日）の際にうけ付けることになっています。

## 健康保険（協会けんぽ）の任意継続被保険者の保険料の納期限の延長

このたびの地震の影響をうけ、任意継続被保険者の健康保険料を納付期日までに納付することが困難な場合には、納付期限が延長されています（当面、平成 23 年 5 月末日を限度）。対象となるのは、被災地域にお住まいの方および原子力災害により避難をされている方などです。

納付期限の延長を希望される場合は、申出書を協会けんぽ支部へ提出します。なお、被災地域にお住まいの一部の任意継続被保険者の方へは、保険料納付書（4 月分（4 月 11 日納付期限）以降分）や資格喪失通知書の送付を控えています。保険料納付書をお送りしない任意継続被保険者の方の保険料納付期限の延長については、ご本人より申し出があったものとみなし、協会けんぽにおいて 5 月末日までの納期延長を行います。

## 国民年金保険料の免除

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害をうけた場合（原発事故に伴い、双葉町など対象 13 市町村に 3 月 11 日時点で住所を有していた方を含む）には、申請にもとづき、国民年金保険料が全額免除されます。詳細については、市区町村または年金事務所へお問い合わせください。なお、申請手続きは 23 年 7 月末日までですが、免除が承認される期間や申請の期限については、今後延長することが予定されています。

※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きが必要ですので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

### 3 健康保険の給付関係（協会けんぽ）

#### 被保険者証がない場合の受診

被災に伴い、被保険者証を提示できない場合等は、氏名・生年月日・事業所名を申し立てることにより保険診療が可能となります。ただし、協会けんぽでは被保険者証等の再交付を随時行っていますので、7月以降は原則として、通常通り被保険者証を提示することになります。

#### 一部負担金等の支払い猶予

後述の要件に該当する方は、当面、5月末日までに保険医療機関等で受診した場合については、窓口で一部負担金等を支払わなくてもよいことになっています。後日、改めて減免または猶予が行われます。この取扱いの対象となるのは、岩手県、宮城県、福島県の全域のほか、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一定地域＝1ページの表の(1)の市町村＝にお住まいの方（地震の発生以後、これらの地域から他の市町村に移転した方を含む）で、震災により次のいずれかの申し立てをされた方となっています。

- A. 住宅が全半壊・全半焼・これに準ずる被災 B. 主たる生計維持者が①死亡②重篤な傷病③行方不明  
C. 原子力災害による①避難・退避指示の対象地域であるための避難・屋内退避②計画的避難区域等の指示対象

#### 一部負担金等の免除【今回新規】

上記のとおり、被災された方が保険医療機関等で受診した場合の窓口での一部負担金等については、今までは支払い猶予とされていましたが、平成23年7月1日からは、該当する方が免除証明書を受診時に提示することにより一部負担金等の支払いが免除される取扱いとなります。免除証明書は協会けんぽの都道府県支部で交付しますのでお早めに手続きをしてください（平成23年6月末までは、今まで同様、医療機関への申し立てにより支払いが猶予されます）。

このほか、免除に関する概要は以下のとおりです。

- ①対象となる地域が拡大されています（1ページの表全体の市町村、地震の発生以後の転出者を含む）。また、前記A.～C.のほか、長期避難世帯など、被災者救済の観点から個々の事例に応じて協会けんぽが認めた方も対象となります。
- ②一部負担金や自己負担額（定率負担部分）は平成24年2月29日までの診療分が免除の対象になります。入院時の食事療養や生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの分が免除の対象となる予定ですが、仮設住宅の建設状況等を踏まえ、今後決定されます。
- ③すでに医療機関の窓口で一部負担金等を支払った次の方は、協会けんぽに申請することで、その還付を受けられます。より具体的には、協会けんぽの各都道府県支部にお問い合わせください。
- ア. 6月末までの間に、要件に該当していたが支払いを行った方  
イ. 7月以降、手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる方
- （参考）介護保険のサービスにおいても、被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な方については、ほぼ同様に利用料等の支払いを猶予および免除することができることとされています。

#### 出産育児一時金等に係る医療機関等の取扱いおよび直接支払制度の積極的活用

被災に伴い被保険者証を提示できない場合も、妊婦等の希望に応じて直接支払制度を利用できます。ただし、協会けんぽでは被保険者証等の再交付を随時行っていますので、7月以降は原則として、通常通り被保険者証を提示することになります。

#### 高齢受給者証等の取扱い

被災に伴い被保険者が自己負担割合の記載がある高齢受給者証等を医療機関に提示できない場合、医療機関では本人や保険者等に確認し対応します。3月31日に期限を迎えた高齢受給者証について、4月1日以降も当面有効なものとして取り扱われます。

#### 被保険者証の再交付および「健康保険関係事項証明書」「健康保険被保険者資格証明書」の交付

通常は事業主経由となる被保険者証の再交付については、被災により事業主経由が困難な場合は、被保険者本人が直接協会けんぽに申請することにより、被保険者証の再交付を受けられます。

被保険者証の再交付の申請が困難な場合は、本人が協会けんぽ支部に申し出て「健康保険関係事項証明書」の交付を受けるか、事業主または本人が年金事務所に申請して「健康保険被保険者資格証明書」の交付をうけます。これらが被保険者証の代わりとなります。

## 4 年金関係

### 年金受給権者の現況届の提出期限の延長

岩手県、宮城県、福島県の全域のほか、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一定地域（1ページの表の(1)の市町村の区域）に3月11日時点で居住していた人で、①住基ネットによる現況確認ができない受給権者、②加給年金額・加算額の対象者がある受給権者、③障害の程度の審査が必要な受給権者のなかには、誕生月の月末までの期限に現況届等の提出が困難な方もいると考えられるので、誕生日が3月1日から6月30日までの方は、提出期限が平成23年7月31日に延長されています。

### 65歳裁定の特例【今回新規】

3月11日当時、年金機構に登録いただいていた住所が被災地にあり、特別支給の老齢厚生年金の裁定をうけている方のうち、3月から6月までの間に65歳に到達される方については、「老齢基礎年金・老齢厚生年金裁定請求書（ハガキ）」の提出がない場合でも、65歳からの老齢基礎・老齢厚生年金を裁定し、引き続き年金を支給できるように措置を講じています。

### 死亡に係る給付の支給の特例【今回新規】

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった方で、①生死が3カ月間分からない方、②死亡が3カ月以内に明らかとなったが、死亡の時期が分からない方については、死亡に係る給付（遺族厚生年金等）の支給に関する規定を適用するにあたっては、その方は3月11日に死亡したものと推定します。通常は行方不明から1年後に失踪宣告が行われるまでは、死亡が法的に確定しないところ、残された家族の生活再建の観点から、特例が定められたものです。

### 平成23年4月に送付する「ねんきん定期便」の一部送付見合わせ(5月に送付)

岩手県、宮城県、福島県にお住まいの方に平成23年4月に送付予定だった「ねんきん定期便」（国民年金や厚生年金保険に加入中の4月2日から5月1日までの誕生日の方）については、郵便事情等に鑑み、発送を見合わせていましたが、5月9日～27日に送付することとなりました（「ねんきんネット」は利用可能）。

### 国民年金・厚生年金の支払い(通常通り)

平成23年4月15日支払分の国民年金・厚生年金については、被災地も含め、通常通り日本年金機構から各受給者の指定の口座に振り込まれています。通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失された被災者の方は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください（できるだけ、運転免許証など本人確認できるものを金融機関窓口を持参してください）。

年金を口座振込ではなく郵便局窓口で受け取っている方についても、日本年金機構から送付する「国民年金・厚生年金送金通知書」（4月8日発送）を、4月15日以降に指定の郵便局に持参して受け取れます。

※指定の郵便局が営業していない場合や、「国民年金・厚生年金送金通知書」を持参できない場合でも、最寄りの郵便局において本人確認を行った上で、年金を受け取れます（できるだけ、運転免許証など本人確認できるものを郵便局窓口を持参してください）。